

天井吹付け材等調査業務委託仕様書

1. 目的

本業務は市営住宅に関し、アスベストの含有の有無について調査を行うことを目的とする。

2. 委託場所

市内13か所、40棟（詳細は別紙調査物件一覧のとおり）

3. 期間

着手の日から令和2年2月29日まで

4. 業務内容

(1) 調査概要

調査物件一覧に示す対象建物の天井吹付け材について、検体を現場にて採取し、分析調査を行うこととし、この際に検体採取の「建物名、採取場所」について、記録しておくこと。

採取は建物1棟につき3箇所から行い1検体とすること。

アスベストの分析方法はJIS A 1481-1 又は JIS A1481-2 もしくはこれらと同等以上の精度を有する方法によること。

(2) 調査報告

以下の内容について調査報告書を作成し、調査完了後速やかに提出すること。

- ・調査箇所、調査対象建材及びアスベスト含有の有無
- ・調査箇所、調査状況が分かる写真等

5. 特記事項

- (1) 着手にあたっては、業務実施計画書及び業務実施工程表を事前に作成し委託者と打ち合わせを行うこと。
- (2) 受託者は本業務の実施にあたり労働安全衛生法その他関係法令に従い、常に安全に留意して現場監理を行い、災害及び事故の防止に努めること。
- (3) 検体の採取場所については、建築物石綿建材調査者といった該当業務に関連する知識及び技術を有する者の指示によることが望ましいが、資格者を有していない場合はこの限りではない。
- (4) 採取場所は適切に採取できる範囲で行い、飛散防止の観点から大きく広げないこと。
- (5) 採取場所は劣化しているところを優先すること。

- (6) 飛散防止のため採取時には湿潤等を行い、採取後は接着剤やテープ等で補修すること。
- (7) 分析後の検体は受託者において適法に処分すること。
- (8) 受託者は建物等に損傷を与えた場合は、速やかに委託者に連絡し指示に基づき受託者の負担において原状回復すること。また、作業内容に事故等が生じた場合は速やかにその内容を委託者に報告し、指示を受けること。

6. 協議

この仕様書の定めのない事項または仕様に疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。